

訪日個人観光旅行における不適切事案の発生防止 及び発生時の対処標準マニュアル

中華人民共和国訪日観光客
受入旅行会社連絡協議会

当社は、中華人民共和国（以下「中国」という。）国民の訪日個人観光における日本国内での身元保証人として、当該旅行に関し、次のとおり取り扱うものとする。

1. 不適切事案発生防止について

（１）中国出発まで

当社は、中国側旅行会社から事前に以下の文書を取得し、招へい保証関係書類の発行の可否について判断する。

- ①中国側旅行会社が査証申請者の情報等に誤りのないことを証明した書類、又は査証申請書類一式の写し
- ②申請者の旅券の写し
- ③旅行の詳細な行程表

（２）日本滞在時

当社は、宿泊施設に旅行者の到着状況を確認するなど、日本滞在中の旅行者の日程の管理を行なう。

（３）日本出国時

当社は、旅行者の帰国を確認し、「帰国報告書」を提出するための担当者を帰国日の空港に配置する。

2. 帰国報告

当社は、旅行者が帰国したときは、航空会社が捺印する帰国報告書を、旅行取扱い月（日本到着日基準）ごとにまとめて、総括表を添付の上、旅行取扱い翌月末までに観光庁に郵送で提出する。

3. 失そう時の対処方法

（１）当社は、旅行者が出国時の航空便に予定どおり搭乗しなかった場合（事故、疾病その他やむを得ない事情があることが確認できている場合を除く。）又は旅行者が日本滞在中に失そうしたことが明らかになった場合においては、速やかに関係機関と連絡を取り、早期解決に向け努力する。

（２）当社は、上記（１）の場合の旅行者が見つかった場合には、速やかに関係機関と連絡を取り、その指示に従う。

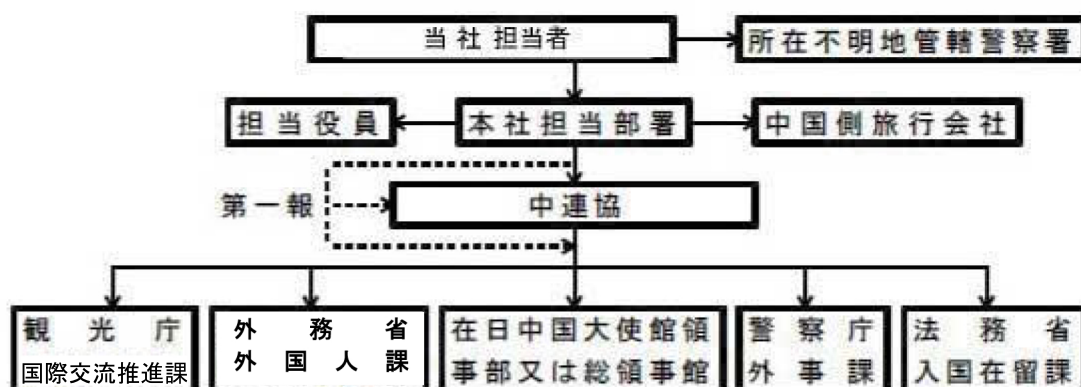
（３）当社は、旅行者が出国時の航空便に予定どおり搭乗しなかった場合（事故、疾病その他やむを得ない事情があることが確認できている場合を除く。）には、関係機関に経緯の報告を行う。

事例ごとの緊急連絡体制は、別紙のとおりである。

別紙

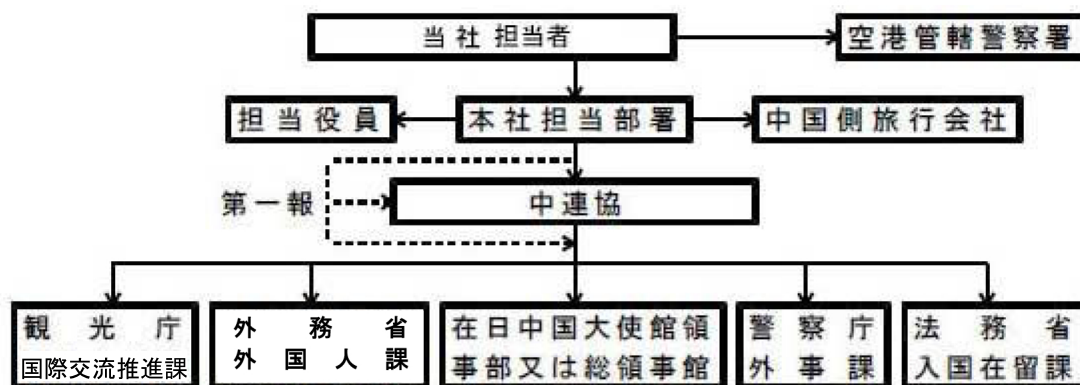
① 旅行者が失そうした場合

ア. 日本滞在中に失そうしたことが明らかになった場合



※ 第一報は、取扱旅行会社の本社担当部署から関係機関に直接通報することとし、その後の情報伝達については、原則として中連協を介して行う。(以下、各場合において同じ。)

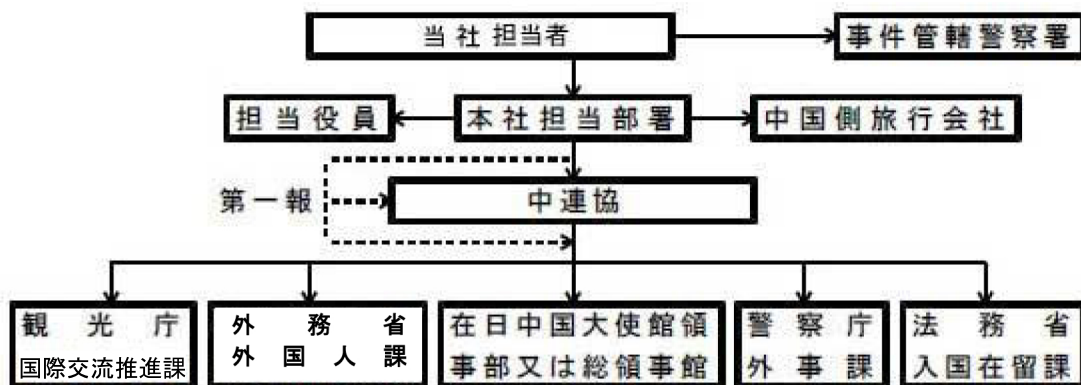
イ. 出国時に空港に現れなかった場合



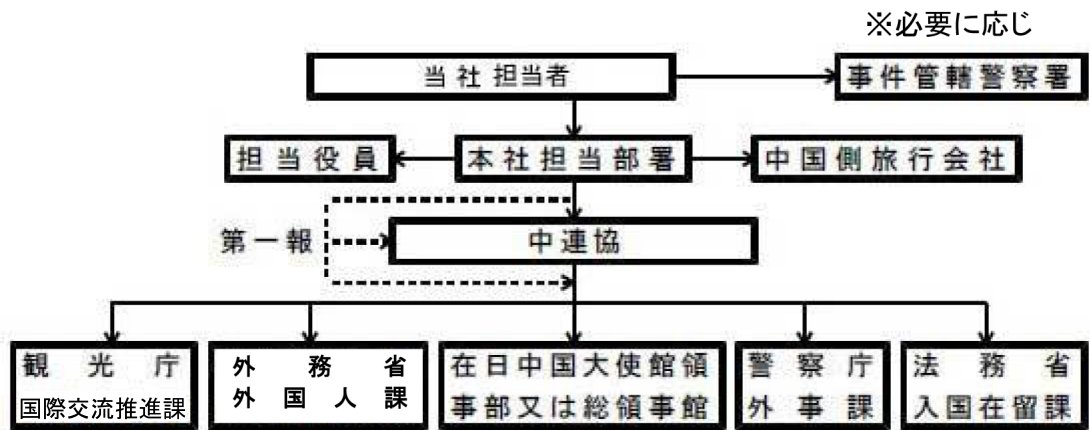
② 失そう者が発見された場合

- ・ 失そう時と同様の運営体制をとる。

③ 参加者が違法行為を行った場合



- ④ 参加者が事故・病気で入院又は死亡した場合
- ・ 家族が訪日する場合、当社が身元保証業務を行う。



※中連協…中国人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会